

静岡県身体障害者福祉社会情報 第5号

【役員対象情報紙 発行部数:100部 年4回(6月・9月・12月・3月)下旬発行】

発行所 社会福祉法人 静岡県身体障害者福祉会
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70
TEL:054-252-7829 FAX:054-255-2011
E-mail:syougaisya@za.tnc.ne.jp
発行 平成22年6月30日

— 会長あいさつ —

会長 二橋 真洲男

会員並びに関係者の皆様方には、益々ご健勝でご活躍のことと存じます。又、日ごろは、福祉会の運営や事業の実施等に対しましても、ご理解ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、私、去る5月25日開催の理事会において、小林真氏の後任として会長に推举されました。現在当会では、会員の高齢化、市町の合併、財源の確保等いろいろな問題を抱えております。このような中、会長に就任することになり責任の重さをひしひしと身に感じております。

また、関係法律が改正されることとなり、期待は膨らむばかりです。静岡県における障害者福祉についてより良い改善がなされていくよう役員はじめ会員並びに関係の皆様方のご尽力をお願い申し上げる次第でございます。

結びに皆様方の一層のご活躍とご健勝を心から祈念しご挨拶いたします。

【理事の変更】

理事 (14名)

NO.	氏名	担当等	NO.	氏名	担当等
1	二橋 真洲男	会長 収益事業部 授産施設担当	8	磯部 和代	女性部
2	菅沼 武彦	副会長 青壮年部	9	松浦 晴彦	
3	杉本 繁一	副会長 体育部	10	安田 典功	三幸協同製作所長
4	菊池 光男	副会長 文化部	11	佐藤 三四二	視覚障害部
5	大石 光行	福祉機器部	12	伊藤 行夫	聴覚障害部
6	竹内 太作	相談部	13	青野 全宏	車椅子部
7	兼子 末春	安全運転部	14	北村 國七郎	常務理事 事務局長

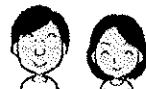
お知らせ

4月から新しい職員が入りました！

・北村 國七郎 (常務理事・事務局長)

・服部 愛 (福祉活動推進員)

よろしくお願いします。



第3回静岡県身体障害者

グラウンド・ゴルフ大会（個人戦）

開催日：平成22年5月22日（土）会場：草薙陸上競技場 補助競技場

参加者：選手211名 付添10名 来賓・役員・関係者13名



今年度も、障害者の社会参加と自立の為に行われているスポーツ大会がはじまりました。今年度最初の競技は、グラウンド・ゴルフ個人戦。お天気に恵まれグラウンドの状態も良い中、大会が開催されました。グラウンド・ゴルフは、障害区分なく楽しめる競技です。今回から下から5番目までの方にも賞をつくりました。今後も是非グラウンド・ゴルフを楽しんでいってほしいです。男子優勝は、熱海市の渡辺実さん。渡辺さんは、新聞記者の取材中にもホールインワンを入れるなど大活躍でした。女子は、浜松市の清水いよさんでした。成績につきましては、HP上でも見ることができますので是非ぞいでみて下さい。

男子 順位	支町名	氏 名	スコア	女子 順位	支町名	氏 名	スコア
1	熱海市	渡辺 実	34	1	三ヶ日支部	清水 いよ	45
2	御殿場市	出原 文男	41	2	藤枝市	遠藤 まき	49
3	浜北支部	秋山 数平	43	3	島田支部	後藤 光恵	50
4	沼津市	久米 力	44	4	焼津市	北野 寿美代	51
5	大井川支部	鈴木 寛治	45	5	御前崎市	柏原 敏子	52
6	菊川市	高橋 治男	46	6	天竜支部	小出 とみ子	53
7	島田支部	石島 茂	46	7	菊川市	堀川 清子	53
8	藤枝市	飯塚 雄喜	47	8	藤枝市	磯部 和代	54
9	御前崎市	森下 秋男	47	9	大井川支部	村松 みさ	54
10	島田支部	杉村 清	47	10	長泉町	田代 裕美	55
11	大井川支部	加藤 修作	47				
12	静岡市	望月 由次	47				
13	焼津市	藪崎 彰吾	48				
14	御前崎市	増森 伝次郎	48				
15	袋井市	高橋 良治	49				
16	焼津市	小池 末男	49				
17	長泉町	杉山 高司	49				
18	焼津市	天野 繁	50				
19	浜北支部	松島 直	50				
20	三ヶ日支部	外山 稔晃	50				

障害者会議の意見書まとまる

制度改革の大枠示す

基本法の抜本改正など柱

障害者が参画する政府の障がい者制度改革会議は7日、制度改革の基本的な方向を示す第1次意見書を取りまとめた。障害者権利条約の批准に向けて、来年の通常国会で障害者基本法を抜本改正。制度の谷間に生まないよう障害の定義などを見直し、2013年には障害者差別禁止法案を通常国会に提出する――という大まかな改革の進め方を描いた。意見書は全閣僚で構成する障がい者制度改革推進本部に提出し、今月中にも政府の方針として閣議決定される予定だ。

推進会議は、昨年の政権交代を機に内閣が障がい者制度改革推進本部を立ち上げ、本部の下に設置された「改革のエンジン部隊」と「改革のエンジン部隊」による会合を持つてきた。

この推進会議が制度改革の工程表を作りきることで、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を突破口とすることで決める推進会議は、本部でも実行し、権利条約が作られたプロセスを日々経験してきた。

早期批准を目指す。第1次意見書は、障害者

福社法を検討し、13年の通常国会に法案提出する③障害者総合

理由とする差別の禁止法を、12年の通常国会に提出する②障害を

う三本柱を設定。

いずれも「法の対象となる障害者とは誰か」が課題

になるため、障害の定義に

ついては、制度の谷間を生

ずすべての障害者を支援でき

るよう見直す方針だ。障

月までに実施する――とい

う目標とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切

な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考

え方に転換する。

第1次意見書の特徴は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切

な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策については年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシングな教育制度にするため、障害の有無にかかわ

らずすべての子どもが地域

の小・中学校に就学するこ

とを原則とする。本人、保

護者が望む場合や、ろう者

・難聴者・盲ろう者が適切な言語や「コミュニケーション環境を必要とする場合は、10年度内に基本的方向

性を検討し結論を得る。教員の確保など具体的な方策につけては年内に第2次意見書とし

て取りまとめること

によって作られるという考え方方に転換する。

第1次意見書は、労働・雇用・教育・医療

ケーション保障など15分野における基本的な見直し方

向と今後の進め方（期限）

も示したことだ。

例えば教育は、インク

ルーシ

来夏めどに素案まとめ

障害者
総合部会

2012年 の 法案 提出 向け

障害者総合福祉法（仮称）の制定を検討している政府の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（部会長＝佐藤久夫・日本社会事業大教授）は22日、スケジュールと論点を確認した。2013年8月までに新法を実施するには12年の通常国会に法案を提出する必要があり、それに向けて部会は来夏をめどに素案をまとめる。次回から論点ごとに議論を深め、10月からは作業チームも設けて新法の内容を詰める方針だ。

現政権は、「障害者自立支援法」は訴訟と「速やかに」支 援法を廃止し、新たに障害者総合福祉法を制定する」との方針を掲げている。自立支援法の違憲性を巡つて障害者らが国と争った訴訟では、国（厚生労働

支 援法を廃止し、新たに障害者総合福祉法を制定す る」と組み込んでいる。

障害者権利条約の批准に向 くとも13年8月までに自立支援法を廃止し、新たな総合

的福祉法制を実施する

としている。この工程表に総合福祉法の制

議の下に設置された総合福

祉部会が具体的に総合福

祉法の内容を詰める。

し、12年の国会に法案を提出、13年8月までに実施する」と組み込んでいる。

総合福祉法の内容についても、権利条約第19条など

を根拠に「地域社会で生活する権利を明記すべき」地

域移行を具現化すべき▽谷

間を生まない障害の定義にすべき——などの大枠を示

している。

これらをベースに、推進

会議は、改革

している推進会議は、改革

がスタートしたので、議員

立法はそこと議論してほしい。今後は政調と情報交換

できるだろう」とした。

政調は、政策決定を内

閣に二元化するため小沢一郎・前幹事長のもと廃止さ

れたが、官直人・首相が復

活させた。

「今後は党政調と議論を」

山井政務官 支援法改正騒動で

16日開幕した国会に議員立法で障害者自立支援法改正案が提出され、廃案にく進められたのは遺憾だ

今後の進め方としては、7月から9月にかけて論点ごとに議論を深め、構成員との共通認識を形成。それ

を受けて10月以降、意見が対立する点などについては

作業チームを設け、部会の議論と並行させる。

12年の法案提出に向かって、来夏には部会として素案をまとめる

スケジュールだ。

論点は、大きく分類する

と①法の理念・目的・守備

範囲②障害の範囲③選択と

④議題とする予定だ。

今回の会合では論点①

をや口円とするか、いくら

か負担するかは定まってい

ないため、詳細な検討が論

点の一となる。

次回の会合では論点②

を議題とする予定だ。

山井政務官は「13年8月までに自立支援法を廃止し

総合福祉法を実施する方針に変わりはない。長妻大臣

も国会で明言した」と強

調。法案提出過程が不透明

で障害者らの反感を買つた

点は「民主党の政策調査会

がスタートしたので、議員

立法はそこと議論してほしい。今後は政調と情報交換

できるだろう」とした。

政調は、政策決定を内

閣に二元化するため小沢一郎・前幹事長のもと廃止さ

れたが、官直人・首相が復

活させた。

高齢運転者等専門駐車区間制度が導入されます

【平成22年4月19日施行】

この制度は、高齢運転者等が運転し、申請に基づき交付される標章を掲げた普通自動車のみが駐車できる高齢運転者等専用駐車区間を設け、高齢運転者等が余裕をもって駐車することができるようになるという高齢運転者等を支援するためのものです。

対象者

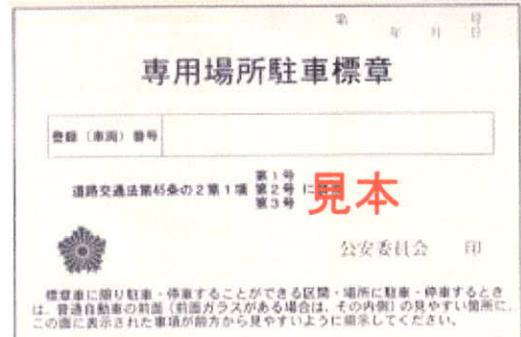
普通自動車を運転することができる運転免許を受けている方で、

- ・年齢70歳以上の方
- ・聴覚障害及び肢体不自由で運転免許に条件が付されている方
- ・妊娠中又は出産後8週間以内の方

高齢運転者等専用駐車区間として駐車できる場所

パーキングチケット設置区間に隣接して設置されます。

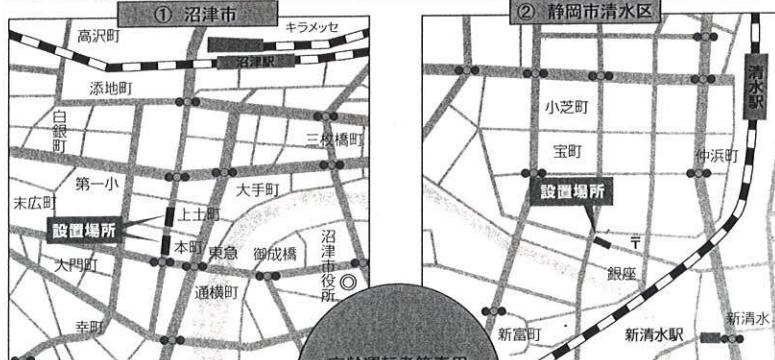
☆「駐車可（標章車専用）」の標識が設置されている場所になります。



高齢運転者等専用駐車区間設置位置図はこちら



番号	設置場所	区間	台数
1	沼津市町方面（アーケード名店街）	1	2
2	静岡市清水区銀座（清水銀座商店街）	1	2
3	静岡市葵区呉服町（呉服町商店街）	1	2
	静岡市葵区呉服町（静岡市役所南側）	1	1
4	浜松市中区鍛冶町（アクアモール）	1	2



高齢運転者等標章の申請と交付

・高齢運転者等の方の申請により、「高齢運転者等標章」を交付します。

・高齢運転者等標章の申請は、高齢運転者等の住所を管轄する警察署に申請してください。

申請に必要な持ち物

☆自動車運転免許（普通自動車を運転することができる免許に限ります）

☆自動車検査証（写しでも可）（普通自動車に限ります）

☆妊娠中又は出産後8週間以内の方は、上記の他に母子手帳等



詳しくは
静岡県警察本部へ
お問合せください
TEL:054-271-0110

障害者のみなさん、ひとりで悩まないで



障害者110番のご案内

どんな小さなことでも、お気軽にご相談ください

障害をお持ちの方の人権や財産権などを守るために、身体障害者・知的障害者・精神障害者ご自身およびその家族を対象として、実施しております。

	対 応	曜 日	時 間
一般相談	相談員	月～金	8：30～17：00
		※土、日、祝祭日、年末年始はお休みです	
専門相談	弁護士	毎月第2木曜日	午 後
		※事前予約が必要となります	

- 相談費用は無料です
- 秘密は堅く守られます
- 聴覚障害の方などは、ファックスやメールでの相談も可能です

なやみゼロ

電話 054-252-7830
ふれあい
FAX 054-255-2011
mail syougaishi@za.tnc.ne.jp

静岡県障害者社会参加推進センター
〒420-0856
静岡市葵区駿府町1-70
静岡県総合社会福祉会館
静岡県身体障害者福祉会内

視覚障害支援センターからのお知らせ

目が見えない・見えにくい方の日常生活を全面サポート！



視覚障害支援センターでは、視覚障害者の自立生活と社会参加を実現するために、各種相談、訓練窓口、啓発活動、情報提供を行っています。どうぞお気軽にご利用ください。

あなたの悩みは相談員がサポート！

就労・就学のこと、IT機器のこと、歩行訓練・外出のことなど様々な質問や相談にお答えします。

電話 054-253-8180 FAX 054-250-0766
mail shikaku-center@shizuten.jp

〒420-0856

静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館2階（静岡県点字図書館内）



スポーツワークショップご案内

【トリム健康体操・フライングディスク】

日 時 平成22年10月 1日(金) 10:00~

会 場 静岡県総合社会福祉社会館6F体育館

昼食会場 5F集会室

主 催 (福)静岡県身体障害者福祉センター

内 容 トリム健康体操 指導 落合圭子先生
フライングディスク 指導 大塚康夫先生
午前 10:00~トリム健康体操
午後 1:00~フライングディスク 終了:午後3:00予定

対 象 県内の障害者手帳所持者、及び介護者

参 加 費 (弁当・保険代含む) 400円

持 ち 物 体育館シューズ
(動き易い服装で参加して下さい)

参 加 人 員 30名

申込み方法 所定の申込み用紙で直接または郵送、FAXでお送り下さい。申込み用紙をお持ちでない方は身体障害者福祉会にご連絡いただければお送りいたします。
参加費を添えてお申込み下さい。

【受付時間:月曜~金曜午前9:00~午後4:00】
7月30日締切り (定員になり次第締切らせていただきます)



(福)静岡県身体障害者福祉会 担当:鷲巣・鈴木
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70
TEL 054-252-7829 FAX 054-255-2011

収益事業 お中元ギフトにそうめん・ハムはいかがですか?

- ★島原手延そうめん・ひやむぎ ... 8月末まで販売
- ★稲庭手延うどん・信州戸隠そば ... 年中販売
- ★三陸産わかめ ... 年中販売
- ★丸大食品 中元用ハム ... 7月25日まで販売

島原手延そうめんで作る ニラ入り焼きそうめん



材料(2人前)	そうめん... 3束	(調味料)	オイスタークリーミーソース ... 大さじ3
	ニラ ... 2束		醤油 ... 大さじ2
	もやし ... 100g		酒 ... 大さじ1
	豚バラ肉 ... 70g		こしょう ... 少々
			塩 ... 少々
			ごま油 ... 小さじ1

豚肉とニラでスタミナアップ!!

1. ニラは5cmくらいに切り、豚バラ肉は小口に切っておく
2. そうめんをたっぷりのお湯で硬めにゆで、水でもみ洗いして水気を切っておく
3. 鍋をよく焼き、油少々をなじませたら、豚バラ肉を炒め、その中に調味料(オイスタークリーミーソース・醤油・酒・こしょう)を入れ、混ぜながら香りを出し、その中に水気を切ったそうめんを入れる。
4. 調味料を全体にからめ、汁気をとばすように炒める。
5. 4に塩少々を入れ、ニラ、もやしを入れてよく炒め合わせ、最後にごま油を落として風味をつける。